

保育料について

- (1) 1号認定、2号認定(3～5歳児クラス)の保育料 … 無料(但し、実費負担分は園で徴収)
(2) 3号認定(0～2歳児クラス)の月額保育料

世帯の階層区分		標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円
3	町民税所得割額非課税世帯	12,000円	11,000円
4	町民税所得割額 48,600円未満	17,000円	16,000円
5	町民税所得割額 57,700円未満	20,000円	19,000円
6	町民税所得割額 63,900円未満	20,000円	19,000円
7	町民税所得割額 77,101円未満	23,000円	22,000円
8	町民税所得割額 78,100円未満	23,000円	22,000円
9	町民税所得割額 97,000円未満	25,000円	24,000円
10	町民税所得割額 169,000円未満	35,000円	34,000円
11	町民税所得割額 268,000円未満	42,000円	39,000円
12	町民税所得割額 301,000円未満	47,000円	44,000円
13	町民税所得割額 397,000円未満	52,000円	49,000円
14	町民税所得割額 397,000円以上	52,000円	49,000円

利用者負担額の軽減

条 件		対象階層	軽減内容
国 基 準	ひとり親世帯及び障害者手帳等の交付を受けた者を有する世帯(兄弟の年齢制限なし)	第3階層	無料
		第4～7階層	第1子…7,000円、第2子以降…無料
町 独 自	親の扶養に入っている兄弟(年齢制限なし)のいる世帯【令和5年度分から適用】	第3～14階層	第2子以降…無料

※町に住所を置かず、扶養している子がいた場合はお申し出ねがいます。(住民票や現況届の世帯状況を基に算定を行います。そのため、こども課へ申告されていない子がいた際は、自動的に軽減の対象とすることができません。)
※保育料は、原則入所児童の父母の税額の合計額から算定します。ただし、対象児童を税申告等で扶養している方が父母以外である場合や、家計の主宰者が父母以外である場合は、父母以外の方の税額で算定する場合があります。(町民税所得割額の計算には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの税額控除は適用されません。)
※年度途中で満3歳を迎え3号認定から2号認定に移る場合、年度末までは3号認定の負担額が適用になります。

- (3) 1号認定、2号認定(3～5歳児クラス)に係る副食費の免除について
副食費について、以下のとおり多子及び低所得者世帯の免除があります。

< 1号認定 >

区分	第1子	第2子	第3子	多子カウント
生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
町民税所得割額 77,101円未満	免除	免除	免除	
町民税所得割額 77,101円以上	負担	負担	免除	小学校3年生までの範囲において最年長のこどもから順にカウント

< 2号認定 >

区分	第1子	第2子	第3子	多子カウント
生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
住民税非課税世帯	免除	免除	免除	
町民税所得割額 57,700円未満	免除	免除	免除	
町民税所得割額 77,101円未満	ひとり親世帯・障害者世帯	免除	免除	
	一般世帯	負担	免除	未就学児2人以上同時入所する世帯における最年長のこどもから順にカウント(療育施設等を含む)
町民税所得割額 77,101円以上	負担	負担	免除	

※保護者等の税額を修正申告した場合、保育料や副食費判定が変更となる場合がありますので、必ずお申し出ください。

【問い合わせ先】
紫波町こども課 保育係
019-672-2111